

障害福祉サービス事業所へ通所するため に要した交通費の一部を助成します

本市の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援）の受給者であって、本市に住所を有する障害のある人が、公共の交通機関を利用して通所された場合の交通費の一部を助成します。



助成の詳細と注意事項

- 対象者**
- ①福知山市が支給を決定する障害福祉サービスの受給者
 - ②福知山市に住所を有する障害のある人
 - ③福知山市内の自宅(グループホームを含む) から障害福祉サービス事業所まで公共の交通機関を利用して通所する者
 - ※①～③のすべてに該当すること
 - ※最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通所すること

公共の交通機関：鉄道、バス、タクシー（福祉有償運送を含む）
※特急料金、高速道路利用料金、駐車料金等、一部対象外あり

- 助成額**
- 就労継続支援A型**の場合
→通所交通費の実際所要額の **2分の1** 以内（1円未満の端数切捨て）
 - 就労継続支援A型以外**の場合
→通所交通費の実際所要額の **3分の2** 以内（1円未満の端数切捨て）

- 申請書類**
- 必要書類
 - ・申請書（必須）
 - ・定期乗車券又は回数券領収書の写し（定期乗車券又は回数券を購入した場合）
 - ・タクシー領収書の写し（タクシー(福祉有償運送含む)を利用した場合）
 - ・口座振替払依頼書（初めて申請する又は口座情報が変わった場合）
 - ・通帳の写し（初めて申請する又は口座情報が変わった場合）
 - 提出方法
 - ・必要書類を3か月ごとにその翌月の10日までに障害者福祉課に提出

- 入金時期** ○申請から約1か月後

